

**「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託  
企画提案募集要領**

熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

## **I 募集**

### **1 業務名称**

「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託

### **2 目的**

世界農業遺産に認定された阿蘇地域ならではの魅力を「食」の面から広く発信し、消費者に阿蘇地域世界農業遺産の価値を分かりやすく伝え、阿蘇の循環型農業システムの維持・継続に貢献する消費行動を促進することで、阿蘇の農畜産物の付加価値向上及び阿蘇の価値を次世代へ継承することを目的とする。

### **3 業務内容**

別添「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託標準仕様（以下「標準仕様」という。）のとおり。

なお、この仕様書は、業務委託に係る最低限の仕様を示したものである。

### **4 委託期間**

委託契約締結の日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

### **5 業務の形態**

提案公募による随意契約（企画コンペティション）

### **6 業務執行体制**

2人を担当者とする。

### **7 成果品**

次の項目を含む実績報告書（紙媒体1部及び電子媒体1部にて納品）を提出すること。

- （1）委託業務の実施内容
- （2）委託業務の成果
- （3）制作物（版下データを含む。）
- （4）その他参考資料

### **8 権利**

委託業務に関する全ての権利及び著作権は、県に帰属する。

### **9 契約保証金**

県会計規則第77条の規定により納めることとする。ただし、契約不履行のおそれがないと認められる場合は、契約書に、契約不履行の際は契約保証金相当額の違約金を支

払う旨の定めを設けて免除することがある（熊本県会計規則第78条第6号）。

## 10 予算額

2,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、この金額は提案に当たっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

## Ⅱ 応募

### 1 応募資格

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。
- (7) 自己及び自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

## 2 応募等スケジュール

(1) 公告（県HP）	令和7年（2025年）4月 4日（金）
(2) 説明会参加申込、質問書提出期限	令和7年（2025年）4月22日（火）
(3) 説明会	令和7年（2025年）4月25日（金）
(4) 選定審査会の参加申込期限	令和7年（2025年）5月16日（金）
(5) 企画提案書の提出期限	令和7年（2025年）5月22日（木）
(6) 選定審査会（プレゼンテーション）	令和7年（2025年）5月26日（月） ※参加必須
(7) 結果通知	令和7年（2025年）5月27日 以降
(8) 契約内容協議・契約締結	令和7年（2025年）5月～6月（予定）
(9) 事業開始	令和7年（2025年）6月（予定） ※契約締結後
(10) 委託終了	令和8年（2026年）2月27日（金）

## 3 募集説明会

- (1) 日 時：令和7年（2025年）4月25日（金）午前11時から
- (2) 開催方法：オンライン開催（Webex）
- (3) 申 込：参加希望者は、令和7年（2025年）4月22日（火）午後5時までに、様式1「募集説明会参加申込書」をむらづくり課担当宛て、メール、郵送又は持参により提出すること（受付期間内に必着）。
- (4) 注意事項：募集説明会の参加申込締め切り後、参加者に対し、メールにて説明会参加用のURLを送付する。

## 4 選定審査会（プレゼンテーション） ※参加必須

- (1) 日 時：令和7年（2025年）5月26日（月）午前中  
※具体的な時間は別途通知する。
- (2) 開催方法：対面開催
- (3) 場 所：本館1101会議室（県庁本館11階）
- (4) 申 込：企画提案の応募者は、令和7年（2025年）5月16日（金）午後5時までに、様式2「選定審査会参加申込書」をむらづくり課担当宛て、メール、郵送又は持参により提出すること。  
なお、提案書は、令和7年（2025年）5月22日（木）午後5時までにむらづくり課担当宛て、郵送又は持参により提出すること（いずれも受付期間内に必着）。

## 5 提案書の提出

- (1) 提出書類
  - ア 企画提案書・添付文書（様式3）
  - イ 提案書（表紙）
  - ウ 企画書

※下記の項目は必ず記載すること。

(ア) 世界農業遺産及び阿蘇地域世界農業遺産についての現状認識、課題等

(イ) 企画コンセプトと期待される効果について

(ウ) 「世界農業遺産阿蘇グルメフェア」の企画詳細について

- ・企画概要
- ・参加店舗の募集方法
- ・実施イメージ
- ・チラシ・ポスター等の仕様及び配布先案
- ・広報・集客方法

(エ) 「ASO GIAHS FOOD アンバサダー」と連携したPRイベントの企画詳細について

- ・企画概要
- ・実施イメージ
- ・広報・集客方法

(オ) 自由提案事項について

エ スケジュール

オ 経費一覧（業務内容に対し見積価格が適当であるか判断するため、可能な限り詳細に記載すること。）

カ 略歴と体制図

キ 類似業務実績（契約相手方、契約期間や業務内容等がわかる契約書等の写しを添付しても可）

ク 事業者の取組に関する申出書（様式5、該当する添付書類がある場合は、併せて提出すること。）

ケ 本業務を実施するにあたり有効であると思われる資格等情報

※ア及びク以外の様式は自由。ただし、原則、A4版（イラスト等を使用する際はカラー印刷をすること。文字のみの場合はモノクロでも可）で作成し、ウ〜クには、ページ番号を付けること。

(2) 提出部数：7部

(3) 受付期間：令和7年（2025年）4月4日（金）から  
令和7年（2025年）5月22日（木）午後5時まで

(4) 提出先：むらづくり課担当あて

(5) 提出方法：郵送又は持参による（受付期間内に必着のこと）。

## 6 質問

今回の業務委託について、質問を希望する場合は、令和7年（2025年）4月22日（火）午後5時までに、別添様式4「質問書」をむらづくり課担当あて、メール、郵送又は持参により提出すること（電話による質問には回答できません）。

なお、質問の内容と県からの回答については、募集説明会及び県ホームページにおいて、他の企画応募者にも情報提供する（質問者の社名・担当者名等は明らかにしない）。

### Ⅲ 選定

#### 1 選定方法

選定審査会において、応募者から企画提案の内容のプレゼンテーションを行った上で、審査員がこれを評価し、契約候補者の選考等を行う。

ただし、応募者多数の場合には、書類審査（一次審査）を実施し、審査を通過した応募者にのみプレゼンテーション（二次審査）をお願いすることがある。

なお、選定審査会による選定結果を考慮のうえ、県は契約相手方を決定する。

#### 【審査基準】

Ⅰ 普及・啓発、企画内容	(阿蘇地域) 世界農業遺産の認識は適切か。
	目的及び仕様書に沿った内容になっているか。
	手法は、効果的・効率的で、実行可能な内容になっているか。
Ⅱ 追加提案	その他、目的に資する追加提案があるか。
Ⅲ 実施体制及びスケジュール	着実に実行できる体制となっているか。
	全般的に合理的で具体的なスケジュールとなっているか。
	業務内容に対し、見積価格は適切か。
	過去の類似業務の実績はあるか。
Ⅳ 事業者の取組	①熊本県ブライト企業の認定を受けているか。
	②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。
	③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（業務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Action のいずれかの認証等、または④森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。
	⑤熊本県SDGs登録制度に登録しているか。
	⑥パートナーシップ構築宣言に登録しているか。

#### 2 採否の通知

選定委員会終了後、応募者へ速やかに通知する。

#### 3 契約

選定審査会で最優秀提案と選定された応募者から見積書を徴して、予定価格の範囲内である場合に契約を締結するが、最優秀提案者が辞退した場合等は、選定審査会の選定において次点とされた提案者を相手として、見積書を徴する。

## IV その他

### 1 主催及び事務局（提出先）

【主催者】 熊本県

【事務局】 熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

【担当者】 眞方（まがた）

TEL：096-333-2416

メール：magata-k@pref.kumamoto.lg.jp

### 2 留意事項

- (1) 応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 応募者による辞退は自由に行うことができる。辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退によって、県から不利な取扱いを受けることはない。
- (5) 企画コンペ参加申請が1者であっても、企画コンペを執行する。
- (6) 採用された企画提案の著作権は、県に帰属することとなるので、了解のうえ応募すること。
- (7) 県と契約候補者は委託業務に係る標準仕様を協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお、本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。

様式 1 「募集説明会参加申込書」

熊本県むらづくり課 眞方 行

【メール送付先】 magata-k@pref.kumamoto.lg.jp

※メール送信後は、電話でご連絡いただけますと幸いです。(TEL : 096-333-2416)

「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託  
募集説明会参加申込書

御社名 : \_\_\_\_\_

役職	御名前	御連絡先 (TEL, メール等)
		【TEL】 【メール】
		【TEL】 【メール】

提出期限 : 令和 7 年 (2025 年) 4 月 22 日 (火) 午後 5 時

様式 2 「選定審査会参加申込書」

熊本県むらづくり課 眞方 行

【メール送付先】magata-k@pref.kumamoto.lg.jp

※メール送信後は、電話でご連絡いただけますと幸いです。(TEL : 096-333-2416)

「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託  
選定審査会参加申込書

御社名 : \_\_\_\_\_

役職	御名前	御連絡先 (TEL, メール等)
		【TEL】 【メール】
		【TEL】 【メール】

提出期限 : 令和 7 年 (2025 年) 5 月 16 日 (金) 午後 5 時

# 企 画 提 案 書

令和7年(2025年) 年 月 日

熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課長 様

(応募者)

住所 \_\_\_\_\_

社名 \_\_\_\_\_

代表者 職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

担当者 職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(連絡先) TEL ( ) \_\_\_\_\_

FAX ( ) \_\_\_\_\_

メール \_\_\_\_\_

「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託について、企画提案書を提出します。

なお、当社は、募集要領に掲載された企画提案の応募資格を満たしていることを誓約します。

令和7年度(2025年度)熊本県競争入札

参加資格者名簿 登録の有無

( 有 ・ 無 ) ※ 該当に○をすること

書類の提出方法	紙 ・ 電子メール ・ ファクシミリ
---------	--------------------

書類発行責任者		電話番号	
---------	--	------	--

押印省略の場合には、必ず記載してください。

様式 4 「質問書」

熊本県むらづくり課 眞方 行

【メール送付先】 magata-k@pref.kumamoto.lg.jp

※メール送信後は、電話でご連絡いただけますと幸いです。(TEL : 096-333-2416)

「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託

質 問 書

御社名 \_\_\_\_\_

御担当者 職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(御連絡先) TEL ( ) \_\_\_\_\_

FAX ( ) \_\_\_\_\_

メール \_\_\_\_\_

提出期限 : 令和 7 年 (2025 年) 4 月 22 日 (火) 午後 5 時

(様式5)

## 事業者の取組に関する申出書

(申出者) 住所

名称

代表者職・氏名

公告日(令和〇年〇月〇日)現在で実施している取組について、下記のとおり申し出ます。

分野	評価項目・申出内容	添付書類(写)
働く環境の整備	<input type="checkbox"/> 「熊本県ブライト企業」の認定	<input type="checkbox"/> 認定証
多様な人材の活躍	<input type="checkbox"/> 障害者就労施設等の製品等の調達実績 ※当該年度又は前年度	<input type="checkbox"/> 調達した実績がわかる書類 領収証、契約書等
環境配慮	省エネルギー、エネルギーシフト等の推進 <input type="checkbox"/> 事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者 (義務及び任意)  <input type="checkbox"/> エコアクション21の認証  <input type="checkbox"/> RE100の参加  <input type="checkbox"/> 再エネ100宣言RE Actionの参加 ※評価基準日の前月まで  <input type="checkbox"/> 森林吸収量認証書の交付実績(熊本県森林吸収量認証制度実施要綱による) ※当該年度又は前年度に限る ※「認証量の決定通知」を以て認証書に代えることも可	<input type="checkbox"/> 制度の計画期間中であることが確認ができる書類 ・県HPに記載の義務事業者及び任意事業者一覧ページの写し(HPへの記載が間に合わない場合は、計画書の受理が確認できる書類(電子申請システム受理メールの写し等)+計画書の計画期間記載ページの写し)  <input type="checkbox"/> 認証・登録証  <input type="checkbox"/> RE100参加時のプレスリリース  <input type="checkbox"/> 参加証  <input type="checkbox"/> 認証書
その他の持続可能な社会の実現	<input type="checkbox"/> 熊本県SDGs登録制度の登録  <input type="checkbox"/> パートナーシップ構築宣言の登録	<input type="checkbox"/> 登録証  <input type="checkbox"/> パートナーシップ構築宣言の宣言文

- ※①「申出内容」欄は、現在取得している認証又は登録状況など、該当事項にチェック☑を記入してください。  
②提出する際は、「添付書類(写)」欄の該当項目にチェック☑を記入し、該当する書類を添付してください。  
③紛失等により登録証等がない場合は、当該制度を所管する所属に問合せのうえ、再発行又は登録等を証明する書類の交付を受けてください。(再発行や証明が可能かを含めてお問合わせください。)  
※問合せ先は裏面をご確認ください。

# 「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託 標準仕様

## 1 目的

世界農業遺産に認定された阿蘇の風土が有する価値や魅力を「食」の面から広く発信することで、阿蘇地域世界農業遺産に関する理解醸成と、阿蘇の循環型農業システムの維持・継続に貢献する消費行動の拡大及び阿蘇産農林畜産物(\*)の付加価値向上を図ることを目的とする。

(\*)阿蘇産農林畜産物

阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村の7市町村で生産される米等の穀物、野菜、果物、特用林産物（きのこ等）、肉、乳製品等又はそれらを原材料とする加工品をいう。

## 2 委託業務内容

下記の各企画等に係る一切の業務とする。

- (1) 「世界農業遺産阿蘇グルメフェア」の開催
- (2) 「ASO GIAHS FOOD アンバサダー」等と連携したPRイベントの実施
- (3) その他自由提案事項

### 【特記事項】

(1) 「世界農業遺産阿蘇グルメフェア」(以下「グルメフェア」という)の開催

ア グルメフェア実施期間及び規模について

(ア) 名称

世界農業遺産阿蘇グルメフェア

ただし、県が認める場合は、上記名称を変更することができる。

(イ) 開催時期

契約締結後～令和7年(2025年)11月の間に延べ2ヶ月以上。

ただし、県が認める場合は、契約期間の範囲内において、実施時期を変更することができる。なお、具体的な開催時期は提案すること。

(ウ) 開催規模

県内の飲食店、旅館・ホテル等を中心に40店舗以上で開催すること。

イ 業務内容

(ア) 企画立案・実施運営

- ・ 目的に沿ったイベントの企画立案、運営及び必要な調整を行うこと。
- ・ 円滑に実施できる体制を作ること。

(イ) グルメフェア参加店舗の募集、管理及び連絡調整

- ・ 令和6年度に開催した「世界農業遺産阿蘇グルメフェア」の参加店舗をはじめ、阿蘇産農林畜産物を使った料理提供に意欲のある店舗や阿蘇地域の物産館等を対象に、参加店舗を幅広く募集すること。

- ・参加店舗に対し、グルメフェア開催にあたり必要なマニュアルの作成及び配布や説明等を行うこと。
  - ・消費者がグルメフェア参加店舗の情報を容易に収集できるよう Google マイマップに情報を登録すること。なお、実施に当たっては、グルメフェア参加店舗から情報掲載及び公開について事前に承諾を得ること。
- (ウ) グルメフェア参加店舗等を紹介するチラシ及びポスターの作成、配布
- a チラシ
    - 作成部数：5,000部以上
    - 印刷色数：フルカラー
    - その他規格：サイズやページ数等の詳細は提案すること。
  - b ポスター
    - 作成部数：100枚以上
    - 印刷色数：フルカラー
    - その他規格：サイズ等の詳細は提案すること。
  - c 配布業務
    - グルメフェア参加店舗、行政機関の他、効果的と思われる場所で設置及び配布を行うこと。なお、配布場所及び部数は提案すること。
- (エ) 広報・集客業務
- グルメフェアへの集客を図るため、グルメフェア開始前や期間中において、周知・宣伝に係る企画（PR イベントの実施や上記（ウ）以外の広報等）を実施すること。
- (オ) グルメフェア参加店舗に対するアンケート調査
- グルメフェア終了後、参画店舗に対し、参加満足度等に関するアンケート調査を実施すること。なお、調査項目は県と協議の上決定する。
- (カ) その他
- グルメフェアの参加者等を対象に景品等（スタンプラリーを実施する際の抽選プレゼント等）を提供する場合、購入に係る費用は委託費の中から支出すること。

## (2) 「ASO GIAHS FOOD アンバサダー（※）」等と連携した PR イベントの実施

- (\*) 阿蘇地域世界農業遺産（ASO GIAHS）が有する価値や魅力に共感し、それらを維持・活用する取組みを「食」を通して応援していただける料理人（パンや菓子職人を含む。）で、県が任命する者。令和7年4月現在、8名が認定されている。

### ア 実施期間

契約締結後～令和8年（2026年）1月までの間に実施

### イ 業務内容

#### (ア) 企画立案・実施運営

- ・阿蘇地域世界農業遺産の「食」をテーマにしたイベントの企画立案、

運営及び必要な調整を行うこと。

なお、グルメフェアとの組み合わせや、既に予定されているイベント等への出展も可とする。

- ・企画実施にあたっては、「ASO GIAHS FOOD アンバサダー」や阿蘇地域世界農業遺産推進協会、生産者等と連携すること。
- ・円滑に実施できる体制を作ること。

(イ) 会場の確保

イベントを円滑に実施できる場所を確保すること。

(ウ) 広報・集客業務

PR イベントへの集客を図るため、効果的な媒体で広報を行うこと。

なお、既に予定されているイベント等へ出展を行う場合は、当該イベント主催者による広報の他、SNS 等を活用して情報発信を行うこと。

(3) 自由提案事項

本業務の目的を達成するために必要な独自提案を行うこと。

(4) 目標来場者数

(1) 及び (2) のイベント参加 (来場) 者数合計 : 850 名

なお、(3) において食の体験に該当するイベント等の企画を実施する場合は、当該業務における参加人数 (来場者数) を実績に含める。

(5) 留意事項等

- ・阿蘇地域世界農業遺産に係る各種資料は、必要に応じてむらづくり課から提供する。
- ・各種広報に際し、受託者が制作した記事等は、むらづくり課が所有する SNS アカウントやホームページで利用する場合がある。
- ・必要な著作権等の処理は、受託者において行うこと。
- ・専門的な内容については、各種機関へ事前に確認をとること。
- ・実施に当たっては、法令等を遵守し、必要な手続きを行うこと。

**3 委託期間**

委託契約締結の日から令和 8 年 (2026 年) 2 月 27 日 (金)

**4 業務の管理・執行体制**

- (1) 業務を適正かつ確実に執行できる体制を作ること。
- (2) 県との窓口として、常に連絡の取れるスタッフを配置すること。
- (3) スケジュールの管理を行い、適切に業務を進めること。
- (4) 進捗状況について、随時むらづくり課に報告すること。

## 5 作業計画

受託者は契約締結後速やかに作業計画書を作成し、県に提出する。

作業計画書には、次の事項を記載する。

- (1) 業務内容及び方法
- (2) 実施スケジュール
- (3) 組織体制図（スタッフ等の実施体制）

## 6 成果品

次の成果品を提出すること。

- (1) 実績報告書
  - ア 提出媒体：紙媒体 1 部、電子媒体 1 部
  - イ 記載内容（基本）：
    - (ア) 委託業務の実施内容
    - (イ) 委託業務の成果
    - (ウ) 制作物の内容（版下データ含む）
- (2) 各種制作物

## 7 権利

委託業務に関するすべての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

## 8 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、県担当職員との打合せを綿密に行い、円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得たときは、この限りでない。なお、業務の主たる部分を他に委託することはできないため留意すること。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報の保護に努め、委託業務の用途以外に使用しない。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、別記 1「電子情報に関する取扱特記事項」及び別記 2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 電子メールを外部に送信する際は、本文や添付ファイルに送るべきではない個人情報が含まれていないか、複数人によるダブルチェック等により入念な確認を行うこと。  
また、電子メールを外部に一斉送信する場合には、個人情報漏えい防止のため、メールアドレスを「To」ではなく、「BCC」に設定すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施に関する会計処理について、他業務等と明確に区分して行うこと。
- (7) 受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿の整備に努め、業務完了後においても 5 年間保存すること。
- (8) 受託者が本仕様書その他県の指示に従わない場合、あるいは委託内容の履行が困難であると判断される場合、県は委託契約を解除することがある。

- (9) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担する。
- (10) 県は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報の提供等について、支障のない範囲で協力する。
- (11) 業務遂行に当たっては、国や県が定める新型コロナウイルス感染症の感染予防対策方針を遵守すること。
- (12) 本業務の遂行に当たっては、県が別に実施する阿蘇地域世界農業遺産関係業務との調整等を要する場合がある。
- (13) その他、本仕様書に定めがない事項、あるいは疑義が生じた事項については、県と受託者の協議によりこれを解決する。

## 別記 1

### 電子情報に関する取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、業務に係る電子情報保全対策の重要性を認識し、業務を実施するに当たっては、電子情報（電子計算機等の内部に保存された情報及び入出力媒体に記録された情報という。以下「データ」という。）について適正に取り扱い、データの漏えい、滅失、毀損等の防止に万全の体制を構築しなければならない。また、業務の遂行に当たっては、乙は甲の指導に従うとともに、業務の従事者に対して適切な指示及び管理を行わなければならない。

#### (電子情報の保全)

第2条 乙は、自己の責任において、データの漏えい、滅失、毀損等を防止するため、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 自己の責任においてデータ（監査を行った際の出力帳票及び入出力媒体に記憶された情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損等を防止すること。
- (2) 業務において取得したデータを、全て甲に提出すること。
- (3) 業務を履行する目的以外に、データを保有し、複製し、又は使用しないこと。

#### (秘密の保持)

第3条 乙は、いかなる場合も業務の遂行上知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事する社員その他の者に対し前項に規定する義務を遵守させるため、秘密保持契約を締結させる等万全の措置を講じなければならない。

#### (権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾なしにこの請負によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

#### (複製又は複製の禁止)

第5条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。

#### (再委託の制限)

第6条 乙は、業務の工程の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に甲に通知し、甲の書面による承諾を受けなければならない。この場合において、乙は、第三者の選任及び監督についての一切の責任を負うものとする。

2 前項の規定により乙が第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、乙は、この契約に規定する甲の権利行使を阻害しないよう、かつ、この契約に規定する乙の義務履行に違反し

ないよう、当該第三者との間で書面により約定するものとする。

(報告・調査)

第7条 甲は、乙に対して必要があると認めるときは、この契約の履行状況等について、随時に報告を求め、調査を行うことができる。

2 前条第1項の規定により、乙が第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、甲が当該第三者に対してこの契約の履行状況等について、随時に報告を求め、又は調査を行うことができるよう、乙は、当該第三者と特約を結ぶものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、乙がこの契約に違反することにより損害を被った場合は、当該損害につき乙に損害賠償請求をすることができるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (責任体制の整備)

第 3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者等の届出)

第 4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、別添様式 1 により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、別添様式 2 によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

### (保有の制限)

第 5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (安全管理措置)

第 6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (作業場所の特定)

第 7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ別添様式 1 により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、別添様式2によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者(乙に子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。)にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を別添様式3により提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知るこ

とのできた個人情報了他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

（指示・報告）

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（実地調査）

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除及び損害賠償）

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

年 月 日

熊本県知事 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
(名称及び代表者氏名)

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等について

「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第 4 及び第 7」に基づき、個人情報の取扱いに係る責任者等並びに作業場所について、下記のとおり報告します。

記

1 個人情報保護責任者

所属・役職	氏 名	連絡先 (事故発生時等)

2 作業従事者

所属・役職	氏 名

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当該作業従事者を確実に把握しておくこと。

3 作業場所

※甲の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

年 月 日

熊本県知事 様

○○○○○○○○○○○○  
(名称及び代表者氏名)

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等の変更について  
「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第 4 及び第 7」に基づき、年 月 日付で報告した個人情報の取扱いに係る責任者等並びに作業場所について、下記のとおり変更するため、あらかじめ報告します。

記

1 個人情報保護責任者  
(変更前)

所属・役職	氏名	連絡先 (事故発生時等)

(変更後)

所属・役職	氏名	連絡先 (事故発生時等)

2 作業従事者  
(変更前)

所属・役職	氏名

(変更後)

所属・役職	氏名

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当

該作業従事者を確実に把握しておくこと。

### 3 作業場所

(変更前)

--

(変更後)

--

※甲の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

※上記1～3のうち変更のない事項については、空欄のまま提出して差し支えない。

別添様式3（第13関係）

年 月 日

熊本県知事 様

○○○○○○○○○○○○  
(名称及び代表者の氏名)

個人情報が記録された電子情報の消去等について

「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第13」に基づき、個人情報が記録された電子情報については、適正に消去及び廃棄したことを報告します。

「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託に係る  
質問への回答書

令和7年（2025年）4月23日

番号	質問事項		回答
	項目	内容	
1	標準仕様書 2 委託業務内容 (1) グルメフェアの開催 イ 業務内容 (オ) その他	県で保有しているスタンプ ラリー向けの資材等はある か	<p>○県では、下記のとおりスタンプラリー向けグッズを保有しています。本委託事業にて使用することができます。</p> <p>&lt;「ASO GIAHS」ロゴスタンプ（37個）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紫 × 16個</li> <li>・オレンジ × 12個</li> <li>・緑 × 7個</li> <li>・赤 × 2個</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p>シャチハタ 丸型印35号 直径35mm</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>イメージ</p> </div> </div> <p>&lt;投函箱（7個）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木製投函箱（ロゴ刻印付き）×7個</li> </ul> 
2	標準仕様書 2 委託業務内容 (1) グルメフェアの開催	これまでのグルメフェアの 成果と課題は？	<p>○「阿蘇グルメフェア」は令和5年度から開催し、今年度で3回目を迎えます。</p> <p>&lt;成果&gt;</p> <p>○令和5年度は台紙でのスタンプラリー形式、令和6年度はデジタルスタンプラリー形式で開催し、県内外の多くの来場者に、「食」を通して阿蘇地域世界農業遺産の魅力を感じてもらうことができました。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>○飲食店を巡るフェア自体がややマンネリ化していたり、また、昨年度はデジタルスタンプラリー形式で開催したことにより、お子様連れが参加しにくくなるなど、参加者数があまり伸びませんでした。</p> <p>○これらのことから、さらに「効果的」に、「幅広い層」に対して情報発信を行うアプローチ（例：企画内容や広報手段の検討）が必要と考えます。</p>
3	標準仕様書 2 委託業務内容 (4) 目標来場者数	昨年度のイベント参加者数 は？	<p>○昨年度は各種イベント参加者数の合計目標を「830名以上」としていました。</p> <p>○その結果、グルメフェア、阿蘇地域内でのアンバサダー連携イベント、東京都内でのアンバサダー連携イベントの参加者数の合計は835名となり、目標を達成することができました。</p>
4	標準仕様書 2 委託業務内容 (1) グルメフェアの開催 イ 業務内容 (エ) 広報・集客業務	グルメフェアの周知・宣伝 に係る企画（PRイベントや 広報等）と記載があるが、 これは（2）アンバサダー 連携イベントのことか。	<p>○基本仕様において、開催を必須としているイベントは（2）「アンバサダー連携イベント」のみです。</p> <p>○グルメフェアの周知・宣伝を目的とする「PRイベント」と「アンバサダー連携イベント」を合わせて開催しても構いません。</p>